○文部科学省告示第百七十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日　文部科学大臣　下村　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
大平山元遺跡	平成二十五年文部科学省告示第三十九号	青森県東津軽郡外ケ浜町字蟹田大平山元	九三番六
二ツ森貝塚	平成十年文部省告示第十一号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前	二番一、二番二、二番三、二番四、二番五、二番六、三番一、三番二、四番一、四番二、四番三、四番四、四番五、四番六、四番七、四番八、五番一、五番二、五番三、五番四、五番五、六番、八番一、八番二、八番三、九番一、九番三、九番四、九番五、九番六、一〇番、一一番一、一一番四、一一番五、一五番一、一五番七、一五番八、一五番九、一五番一〇、一五番一一、一七番一、一七番二、一八番二、一八番三、一九番一、一九番二、二〇番一、二〇番二、二〇番三、二一番一、二一番二、二一番四、二一番五、二一番六、二一番七、二一番八、二一番九、二一番一〇、二二番一、二二番四、二二番五、二三番一、二三番二、二三番三、二三番四、二四番一、二四番二、二四番三、二四番四、二六番一、二六番二、二六番三、二六番四、二七番、二八番三、二八番四、二九番二、二九番三、二九番四、二九番五、二九番六、二九番七、二九番八、三〇番一、三〇番二、三〇番三、三一番二、三一番三、三一番四、三一番五、三三番一、三三番二、三四番一、三四番三、三四番四、三五番一、三五番二、三五番三、三八番、四〇番三、四〇番四、四〇番八、四〇番一〇、四〇番一一、四〇番一三、四四番二、五一番二、五五番二、五五番三、五九番一、五九番二、五九番三、五九番五、五九番六、五九番七、五九番八、五九番九、五九番一〇、五九番一一、五九番一二、六一番二 青森県上北郡七戸町字貝塚家ノ前五八番三と同五九番七に挟まれ同五七番六と同五九番一一に挟まれるまでの道路敷のうち実測二二六・七〇平方メートル、同二三番四と同八番二に挟まれ同三五番二と同二一番七に挟まれるまでの道路敷のうち実測一〇三九・五九平方メートル、同四〇番一三と同三一番三に挟まれ同一七番二と同一五番七に挟まれるまでの道路敷のうち実測二〇七七・七一平方メートル、同五七番三と同六一番二に挟まれ同五五番二と同六一番一に挟まれるまでの道路敷のうち実測六〇九・八六平方メートルを含む。 備考　道路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を青森県教育委員会及び七戸町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
下布田遺跡	昭和六十二年文部省告示第五十号、平成十七年文部科学省告示第二十八号及び平成二十三年文部科学省告示第百四十四号	東京都調布市布田六丁目	三三番六、三三番七
佐渡金銀山遺跡	平成六年文部省告示第七十三号、平成二十一年文部科学省告示第百十九号、平成二十二年文部科学省告示第十八号、平成二十三年文部科学省告示第十五号、平成二十四年文部科学省告示第九号、平成二十五年文部科学省告示第四十六号、平成二十六年文部科学省告示第百四十二号及び平成二十七年文部科学省告示第四十四号	新潟県佐渡市	別図の通り。 備考　別図は省略し新潟県教育委員会及び佐渡市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
松代城跡 附　新御殿跡	昭和五十六年文部省告示第五十九号	長野県長野市松代町松代字殿町城跡 同　字殿町	一〇番五、一八番一、一八番三、一八番五、二〇番八、二一番二、二一番四、二一番五、二一番六、二一番七、二一番八、二一番九、二一番一〇、二一番一一、二二番三、二二番七、二二番一八、二三番一二、二三番一六、二四番八 六九番二、六九番二四、六九番二五、六九番二六 右の地域に介在する道路敷を含む。
駒形遺跡	平成十年文部省告示第十二号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十二号	長野県茅野市米沢字上ノ平	五〇七三番